

第5回高知市公文書管理検討委員会会議 議事録（要約版）

日時	令和5年2月14日（金） 午前9時00分 閉会 午前10時00分
場所	高知市役所本庁舎2階 委員会会議室
出席者	委員（五十音順） 宇都宮委員長，小谷委員，高木委員，筒井委員，西森委員，依田委員 高知市事務局 文書法制課
傍聴者	なし

1 開会

2 議事

(1) 答申書の決定について

【事務局】（配布資料を基に説明）

【宇都宮委員長】

事務局からの説明について意見等はあるか。

【小谷委員】

高知市行政情報公開条例について第9条第7号の規定を削ることとなったと説明があったが、同条例の改正の施行は、いつになるのか。

【事務局】

高知市公文書等の管理に関する条例（案）（以下「条例案」という。）の歴史公文書の利用が開始になる時期に合わせて、高知市行政情報公開条例も施行する予定であり、条例案上は、規則で定める日となっている。

【宇都宮委員長】

他に意見等はあるか。

【西森委員】

まずは、前回会議から本会議までの間、答申案に係る委員の意見について調整等していただいた事務局に感謝する。

その中で多く関心が寄せられたのが公文書館、若しくは公文書を適切に管理する施設をどう整備していくかという点であり、施設整備の必要性についてはおそらく異論がなく、問題は、財政面や手順を踏まえた方法をどうしていくかということかと思う。

これについて、検討していただきたいという提言をするのが答申案としての限度だと認識しているが、具体的にはどういったスケジュール、あるいはどういった体制で検討を進めていくことになりそうか、事務局の考えをお聞きしたい。

【事務局】

保管施設については、財政面の問題から直ぐに公文書館を整備するのは難しい状況である。

そのため、現行の書庫をいかに保管に適した形にしていくかという方向で、来年度から早急に検討を開始し、条例全体が施行するまでに、環境を整備する予定である。

【西森委員】

令和5年4月1日から検討に着手し、市の財産を管理する部署と協議しつつ、リフォームやリノベーションの予算について折衝していくイメージだと思うが、環境整備が完了する時期について、もう少し具体的な目途は立っているのか。

【事務局】

初年度は全体の構想、2年目は具体的な計画について検討し、その後、工事に入っていくような流れになるかと思う。

所管課としては、財産管理について財産政策課、公共建築について公共建築課、予算について財政課などが担当になるが、それらと協議しながら計画を立てる必要があることを考えると、環境整備が完了するまでに少なくとも3～4年は必要だと思われる。

【西森委員】

既存の施設をリフォーム、リノベーションする場合も3～4年の時間が掛かることは理解できたが、そうであれば3～4年の間は現状のままなのか、それとも、何か手当できるような方法はないのかが気になるところである。

次にアーキビストの活用について、市の既存の職員に対して研修等を行い、必要なスキルや資格を身に付けてもらう方法と大学などで専門的な知識や資格を身につけた方を専門職員として登用する方法があると思うが、これについては、どのような部署がどういう手順で検討していくのか。

【事務局】

まず、職員が必要な知識等を身に付けることが大事かと思うので、当課の職員をはじめとして、国立公文書館その他の関係施設の研修等を受講しながら、採用については人事課が担当になるので、アーキビストの必要性等を十分説明した上で、今後どうするのかについて検討、調整していきたいと考えている。

【西森委員】

文書の保存環境について、目途とした3～4年後までの間は現行の状態を放置するのか、それとも、何かしらの対応を行うのか。

【事務局】

まず、歴史公文書に当たる文書が廃棄されないような手立てが必要であると認識している。

来年度においては、公文書管理委員会を条例で設置するので、その中で歴史公文書とそうでない文書と分けていく作業を確実に行う予定である。

ただし、現在は文書をまとめて作業、保存等するスペースがないため、各所管部署の書庫で一時的に保存させてもらい、適切に保存できる環境が整備できたら、最終的には、移管、集中管理していく流れを考えている。

【依田委員】

条例案の文言について、「引き続き保存」から「移管」に変更した点は、大変良かったと思う。

この変更にあたって市内部でどのような意見が出されたか、可能であれば紹介していただきたい。

また、先ほど3～4年かけて書庫を整備するということだった。特定歴史公文書の利用開始の時期が現段階で未定だと思うが、3～4年後の書庫整備と同時に利用が開始されるという認識で

良いか、それとも特定歴史公文書の利用開始の時期については別のタイミングを考えているのか。

【事務局】

まず、「移管」に対する意見についてだが、当課が所管する条例案であり、現時点で全庁に意見を求めるようなこともしていないため、特に意見は出ていないが、今後、問合せ等があれば、丁寧に説明していくつもりである。

次に、特定歴史公文書については、現用の書庫においても現用文書と歴史公文書を分けて適正に管理できるのであれば、分散した状態であっても歴史公文書の利用ができる可能性もあるのではないかと先ほど話を伺いながら考えたところである。当初の想定では、書庫整備が完了し、集中管理を開始してから利用開始と考えていたが、可能な限り前倒しができないかも含めて引き続き検討していく。

【高木委員】

パブリックコメントのNo. 4の(3)について、おそらくアーカイブズ関係者のコメントのように思う。その中に廃棄、移管に関わる判断に当たって過度に公文書管理委員会に依存しない体制を作るべきとあり、また、専門職であるアーキビストを配置し、まずは市として判断すべきとある。公文書管理委員会の委員の方々に話を聞くと、やはり大変だという意見が出てくるため、そういった意味でも公文書管理委員会に依存しない体制を作るべきという意見については、何らかの形で取り入れていただければ幸いである。

【筒井委員】

公文書等の管理に関する条例について、高知県下の市町村での制定は、高知市が初めてになる。高知県において、高知市がどう動くかというのは市町村に影響が大きいことだと思う。その意味でも、公文書管理に相当する役割の構築、あるいはその人材の確保について、本委員会で出た意見を踏まえて、十分に検討していただきたいと思う。

また、多くの職員については、これまでも自身の作成した文書等に対し、市政の記録、あるいはその市民生活の記録として大事なものであると認識していたものとする。ただし、これまで、そういった歴史資料として将来に伝わっていく仕組みが十分でなかったため廃棄等されていたわけだが、この点で、今回の条例制定に当たり、歴史資料として保存されていく道筋が示されるというのは、職員にとっても喜ばしいことだと思われる。このような点について、研修等々で、ぜひ広めていってほしい。

【小谷委員】

歴史公文書として移管された文書について、文書作成課が当該文書を閲覧したいということは往々にしてあるため、公文書館等を整備する場合、遠方であると、このような場合に不便になることが想定されるので留意いただきたい。

【宇都宮委員長】

パブリックコメントで提出された意見（参考資料）について、中には条例案を変えたほうが良いという意見もあるが、これらに対する回答として、事前に事務局から示された高知市の考え方の内容で問題ないか、委員の皆の意見を確認しておきたい。

【西森委員】

委員長が具体的に気になられている項目について確認したい。

【宇都宮委員長】

参考資料のNo 2, 3, 5における高知市の考え方について、問題ないか確認したい。

【西森委員】

パブリックコメントで提出された意見と市の考え方について、内容を整理させていただきたい。

参考資料のNo 2の一つ目の意見について、まず第13条第1項第3号について、原本に破損のおそれがある場合等は利用させないという規定があるが、その場合、写し等を作って利用に供されるようすべきと条例に明記して欲しいという意見に読める。これに対して、市としては第20条で手当てしているため、既に規定しているものと理解している。次に、補修が必要な状態だったら補修するという規定を第7条で規定すべきであるという意見と思われるが、これに対して市は、第7条の「適切に保存」という規定の内容に含まれるため、あえて明示する必要はないという見解であると理解している。

私としては、「適切に保存」の内容に補修も含む趣旨だということを示条解説等で示せばよいのかと思うので、ここの市の意見については個人的に大丈夫かと思うが、皆の見解を聞かせていただきたい。

参考資料のNo 3の一つ目の意見について、第7条の保存に関して公文書館の設置か代替施設が必須とあるが、これは運用の問題であって、条文に施設を設置することまで明示して欲しいという意見ではないと私は読んだが、それでよろしいか。次に、二つ目の意見について、第40条で研修について規定しているが、さらに専門的な職員配置とかということは、これも運用の問題で、そういった職員の配置に関する市長の努力義務についてまで規定する必要はないだろうという意見かと読める。私としても、そこまで拘束できないと思ったところである。

参考資料のNo 5の一つ目の意見については、条文に対する意見かと思う。

意見後段の「保存年限満了する前に、公文書破棄した場合復元しなければならない」については、物理的に可能なのか、無理を強いることになるのではないかという懸念がある。

また、意見前段の「作成義務があるにも関わらず公文書が作成されていない場合、速やかに作成しなければならない」については、文書作成義務を怠った場合を前提とする条文を置くかどうかという話になると思うが、そういった意味では、個人的には違和感がある。

参考資料のNo 5の二つ目の意見については、第9条の関係で、移管又は廃棄する際に住民に公表し、意見を聞いてから廃棄することを求める内容と思うが、これは制度としては設計可能なだろうが、現実的に可能なのか、他市の例でそういったものがあるのかも含めて確認したいと思う。

以上、参考資料のNo 2, 3, 5について整理させていただいた。

【宇都宮委員長】

西森委員の意見をまとめると、参考資料のNo 2, 3に関しては特に問題なく、No 5に関しては、受け入れるには少し違和感があるという見解かと思う。

No 5に関する内容について、皆に意見を伺いたい。

【依田委員】

参考資料のNo 5の二つ目の意見として、公文書を廃棄する場合、廃棄する公文書の目録を住民に公表することについて言及しているが、高知県で一部の文書を廃棄するときに公表する制度があるため、その点について小谷委員に紹介させていただきたい。

【小谷委員】

県においては、廃棄する前に廃棄予定一覧という形で、知事部局であれば法務文書課のホームページに載せて公表するという形で対応している。

全ての文書が対象ではなく、条例が施行された後のもので、保存期間が1年以上の公文書が公表の対象になっているが、それらについては公文書ファイル管理簿を公表することで対応しており、条例が施行される前の文書については、一覧表をPDF化したものをホームページに載せる形で対応している。

【依田委員】

公表後に県民から意見が出たことはあったか。

【小谷委員】

今のところはない。

【宇都宮委員長】

今のやり取りから、No5に関する市の回答の内容についても内容に問題ないと判断してよいか。あるいは、条例では規定しないが運用の段階で公表については考える、といった内容にした方が良いという感じがするが、いかがか。

【筒井委員】

西森委員の意見にあった、いわゆる逐条解説のようなものは公文書的な位置付けで作られるのか、それとも内部の運用のマニュアル的なものになるのか。

【事務局】

マニュアルも含めて全て公文書である。

【筒井委員】

西森委員が言われたように、条例に規定するよりも、その逐条解説なり、運用マニュアルでいろいろ整備していくというのも一つのスタイルと思う。

【小谷委員】

「公表しなければならない」という点について、そもそも附則第6項で条例に規定されているのではないか。

【高木委員】

パブリックコメントの意見としては、住民の意見を反映する仕組みを求めている趣旨かと思う。

おそらく評価選別や廃棄・移管の決定に際して、パブリックコメントを取り入れている自治体があったと記憶している。正しいかは分からないが、鳥取か島根がやっていたように思う（※鳥取県が廃棄予定リストの公表を行っている。）。

より民主主義的なのは、その地域の住民たちが評価選別の最後の決定権を持って公文書に関心を持ち、市に押し付けるというわけではなく、廃棄予定リストを自分たちの目で見、最後の決定をする仕組みだと思うが、意見が出るかという点については疑問が残る。それらを踏まえて、条例にどこまで入れるか、条例に入れなくてもそういうことをやっていくという方向でもいいので、検討はしていただきたい。

参考資料のNo3のアーキビストの採用について、先ほど条例に入れるか議論があったが、おそらく滋賀県が専門職員を配置することを条例に入れていたように記憶している。本委員会を通じて、今回の高知市がそこまでいかなかったことに異議はないが、できないことではないのかなと

思っている。

【小谷委員】

公文書管理委員会の委員については、守秘義務とそれに関する罰則が課されており、職を退いた後も同様となっているが、仮に市民が公文書を見て選別するとすると、市民に同様の守秘義務を課すのかという問題が出てくることが懸念される。

【筒井委員】

公文書を公開したら、そこに書いてあることは秘密でなくなると思うが、ここでの守秘義務とは、どのようなものか。

【小谷委員】

仮に、公文書のファイル名でなく、市民が公文書の中身を見て歴史公文書の選別をするとしたときに、守秘義務が必要になるのではないかと考えている。

【筒井委員】

閲覧した市民に、非公開的な情報が行く可能性があるということか。

【小谷委員】

私が懸念している点は、廃棄するか否かを公文書管理委員会の委員でなく、仮に市民が実際の公文書を見て判断するような仕組みになった場合を想定してのことである。

利用請求の時は、非開示事項は黒塗りになるので問題ないと思う。

【筒井委員】

公文書に関して、ファイル名以上の情報を公開して、どうぞ自由に見て廃棄するかしないかを決めてくださいというのは、なかなか現実的ではないと思う。

【依田委員】

参考資料のNo3について、原本が破損している場合の利用の関係であるが、パブリックコメントへの回答内容については、本委員会に意見を求められているわけではないと思うが、参考までに意見を言わせていただく。

高知市が回答として考えておられる第20条というのは、利用に供する場合の話であり、市民が利用する場合の写しの交付についての規定なので、この質問に対する回答としては適当ではないと思っている。

また、次の第7条については、現用文書の保存の話なので、この回答としては、第12条の特定歴史公文書の保存の条項が適切かと思う。

【西森委員】

依田委員からの指摘のとおり、参考資料のNo3の原本が破損している場合の利用について、確かに、第20条の内容では噛み合っていないように感じるが、どのように構成すれば良いだろうか。

【依田委員】

参考までに、国とか他の自治体の例を挙げると、法律や条例には規定していないが、その下位の規定で、原本の利用が困難なものは複製物を作るなどの方法で原本の代替物を利用させる旨の規定を置くのが一般的なので、条例に入っていないことは問題ないと思われる。

【宇都宮委員長】

依田委員の意見について、高知市の考え方として明示したほうが良いと思う。

【小谷委員】

高知県は、解釈運用基準において複製物で対応すると規定している。

【宇都宮委員長】

パブリックコメントに対する市の考え方の公表については、本日の話し合いの内容を踏まえて、内容を再度検討していただきたい。

最後に、パブリックコメントで提出された意見を受けて、アーキビストと文書の保存場所の件が強く書かれていると感じたので、私の方で答申案に修正を加えさせていただいた。内容については、配布資料③のとおりだが、簡単に説明させていただく。

まず、「(9) 職員への研修等及び専門職（アーキビスト）の活用について」の項目に、「人事異動によって公文書管理に支障を来たすことがないように十分に留意することを求める」と加えさせていただいた。また、本委員会においてもアーキビストの必要性は明白であったため、「採用に向けて検討することを強く望む」とし、併せてその必要性について、「職員及び市民にその意義と効果について広く理解を求め」る努力が必要である旨の修正を加えている。

次に「(10) 今後の公文書管理について」の項目について、公文書館ではないが、それに相当する場所、空間、つまり施設が必要だということを明示させていただいた。そして、本日の話だと環境整備に3～4年はかかるということだが、本委員会としては、とにかく早急に必要であると言わせていただく。併せて、パブリックコメントにおいて多様なアイデアが出ている状況に鑑み、同様に市民にアイデアを募る等、そのような努力をしていただきたい旨を加えさせていただいた。

答申案について、その他に意見があればお願いします。

【西森委員】

答申案に対する意見ではないが、アーキビストについて広く住民に理解を求めているという趣旨に照らしての質問である。

例えば、高知の場合、臨床心理士を養成するコースが基本的になく、司書や学芸員の確保も大変な現状であるが、日本におけるアーキビストの資格者数は、どれほどのものなのか。

【依田委員】

国立公文書館は、政府からの要請を受けてアーキビスト認証をしており、現時点で3年目である。正確な数は把握していないためホームページ等を確認いただきたいが、300人前後だったと記憶している（※現時点で281名）。

【高木委員】

その他に日本アーカイブズ学会という学会認定のアーキビストもいるかと思うので、実在する資格者数としては、依田委員の話より少し増えるのではないかと思う。

【宇都宮委員長】

非常に人材確保が難しい状況かと思うが、だからこそ困難な状況を打破する努力が必要と考えていただければと思う。

意見等がないようであれば、答申案の内容については、この内容で決定し、市長に答申することとしてよろしいか。

【全委員】

異議なし

【宇都宮委員長】

承認と議事の進行にご協力いただき，感謝する。